

(様式XIII-8) 【第2条(3) (民間企業等)の場合】

受 託 試 験 契 約 書

平成 年 月 日

住 所
(甲) 長野県〇〇試験場
場 長 印

相手方の住所
(乙) 相手方の名称
代表者(職名) 印

長野県〇〇試験場長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)と△△代表者(役職名)△△△△(以下「乙」という。)とは、次の条項に従い、〇〇〇〇(受託試験の課題名)に関する受託試験(以下「受託試験」という。)の実施に関する契約を締結する。

(実施する受託試験)

第1条 甲は、乙の委託により次の受託試験を実施するものとする。

(1) 受託試験の課題名

〇〇に関する受託試験

(2) 受託試験の目的

(3) 受託試験の内容

(4) 受託試験の実施期間

契約締結日から平成 年 月 日まで

(5) 担当部

(受託試験費の負担及び納付)

第2条 この契約に基づく受託試験に要する費用は、乙の負担とする。

2 本受託試験に係る委託費は・・・・円(消費税を含む)とし、その内訳は別表のとおりとする。

3 乙は、前項の委託費を、契約締結後、県の発行する納入通知書により、納入通知書に指定する期日までに納付するものとする。

4 甲は、前項の委託費に残余が生じた場合は、その額を乙に返還するものとする。

(受託試験の着手)

第3条 甲は、前条の規定による委託費の納付を確認したのち受託試験に着手する。

(受託試験の中止)

第4条 甲は、天災その他やむを得ない事由があるため、本受託試験の継続が困難となったときは、速やかに乙にその旨を通知し、協議の上、本受託試験を中止することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除するときは、前2条の規定に準じ精算するものとする。

3 本研究を中止する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取り扱いについて甲、乙協議の上、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

(契約の解除)

第5条 乙が、納期までに委託費を納付しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 乙が、この契約の各条項に正当な理由なくして違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

3 甲が前項の規定により契約を解除した場合、甲に生ずる一切の損害につき乙は、その責を負うものとする。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条第1項に基づく受託試験の中止又は第5条第2項に基づく契約の解除により乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(受託試験結果等の通知)

第7条 甲は、受託試験を終了し、又は中止したときは、速やかに受託試験の結果又は経過を乙に通知するものとする。

(特許権等を受ける権利)

第8条 受託試験において、甲の職員が独自に発明を行ったときは、発明について特許を受ける権利又はこれに基づく特許権（以下「特許権等」という。）は、甲の職員から権利を承継した長野県に帰属するものとする。ただし、出願に当たっては、事前に乙の了解を得るものとする。

2 乙の協力により得られた発明については、共同出願できるものとし、出願及び特許権等の取り扱いについては、長野県と乙が別に契約を締結するものとする。

(準用)

第9条 第8条の規定は、実用新案権及び実用新案権を受ける権利、意匠権及び意匠権を受ける権利並びに、種苗法に基づく品種登録及び育成者権について準用するものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、受託試験に関して相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上的一切の情報を秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が以下の一に該当することが立証できる場合はこの限りではない。

- (1) 相手方から提供を受ける前にすでに保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 秘密保持義務に違反することなく、すでに公知となった情報

2 前項の有効期間は、契約締結の日から受託試験終了後又は中止後3年間とする。ただし、甲乙協議の上書面により合意した場合は、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(受託試験の成果の公表)

第11条 甲は、原則として受託試験の結果得られた成果を公表するものとする。ただし、乙から公表しないよう申し入れがあったときは、成果の全部又は一部を公表しないことができる。

(契約変更)

第12条 この契約の条項を変更する必要が生じたときは、甲、乙協議の上、変更するものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたとき又はその他必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

2 本研究を終了する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかつた研究成果の取扱いについて甲、乙協議の上、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

(用紙はA4縦とする)

【契約書追記事項】

(1) 甲(試験場)が、乙(委託者)から試験研究用の機械器具等の提供を受ける場合は、第5条の次に以下の条項を追加し、以降の条項を移動する。

(試験研究用の機械器具等の提供)

第6条 乙が、甲に対し、試験研究に必要な資材及び機械器具等(以下「機械器具等」という。)を提供する場合は、これらの運搬、取り付け、取り外し及び搬出に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 乙が、前項の規定により提供した機械器具等の修繕又は改造のための費用は、乙の負担とする。ただし、当該修繕又は改造が、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 乙が甲に対し提供した機械器具等は、共同研究の実施期間終了後、甲に無償で譲渡するものとする。

【又は】

3 乙が甲に対し提供した機械器具等は、共同研究の実施期間終了後、甲乙協議の上、その取り扱いを決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、第4条第1項に基づく受託試験の中止又は第5条第2項に基づく契約の解除により乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

2 甲は、第6条の規定により提供を受けた機械器具等が滅失又は毀損したことにより、乙が損害を受けた場合においても、当該損害につき賠償する責を負わないものとする。ただし、当該滅失又は毀損が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

別 表

○○○○ (受託試験の課題名) 委託費内訳

経費区分	金額	積算基礎
直接経費 ①	円	<u>試験研究費</u> 円 賃金・共済費 円 賃金: 単価×日数 需用費 円 内訳を記載 注1) 役務費 円 注2) 委託料 円 使用料・賃借料 円 工事請負費 円 原材料費 円 備品購入費 円 <u>旅費</u> 円 注3)
一般管理費②	円	(直接経費中の対象額) × (一般管理費の率) * 要領の別表受託試験費の積算基準により算出
委託費計 ①+②	円	